令和8年度設置

福岡市南区役所証明写真機設置事業者 募集要項

令和 7 年 11 月 福岡市南区総務部総務課

目 次

1 公募物件 ••••••••••	1
2 応募資格要件 ······	2
3 証明写真機の設置条件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 応募申込み手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
5 設置予定事業者の決定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 5
6 使用許可申請の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
7 設置予定事業者の決定の取消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
8 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
9 お問い合わせ先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
■ 今後の手続き等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
<様式 見本>	
様式1 自動証明写真機営業料率提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
様式2 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
様式3 設置体制説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
様式4 質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1

別紙

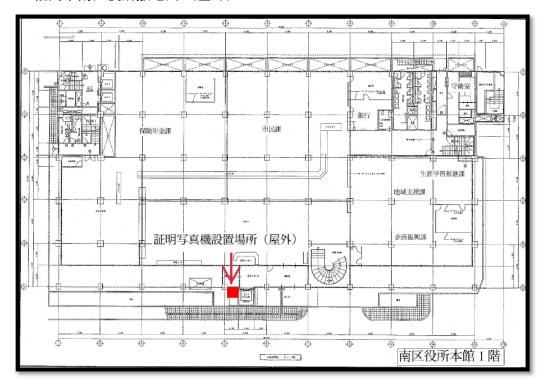
別 紙 営業料率提案に係る様式集(様式1~4)

福岡市南区役所証明写真機設置事業者募集要項

証明写真機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集 要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

① 所在地 福岡市南区塩原三丁目 25 番1号 福岡市南区役所敷地内(屋外)



- ② 台数1台
- ③ 最大設置可能面積
 W 1.5m × D 1.5m = 2.25m²
 (うち、貸付面積は設置機器の実質使用面積。 ※面積については、台座を含む。)
- ④ 1㎡当たりの使用料 <u>年額 23,640 円 (土地)</u> (福岡市公有財産規則第32条に規定する庁舎等使用料) ※当該土地の価額に変動がある場合は変更となる場合があります。
- ⑤ 使用料(年額) 23,640円 × 設置機器の実質使用面積
- ⑥ 経費負担 証明写真機設置に伴う光熱水費及び配線・電源工事・設置工事費 は設置事業者に負担していただきます。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ② 福岡市税及び福岡市外に所在又は居住するものは当該市町村税の滞納がないこと
- ③ 証明写真機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許 を有する見込みがあること(該当についてのみ)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規 定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下暴力団員という)でないこと
- ⑥ 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第6条に規定する、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑧ 本市が実施した証明写真機設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可(又は賃貸借契約)後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消(又は賃貸借契約の解除)をされてから2年を経過しない者でないこと

3 証明写真機の設置条件等

- (1) 使用形態など
 - ① 設置事業者の施設使用形態 設置事業者は、証明写真機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」とい

う。)を受けて使用します。

(2) 証明写真機の機能等

- ① 証明写真サイズ
 - 証明写真機については、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えているもの。
 - 履歴書証明用
 - 運転免許証用
 - ・パスポート証明用
 - マイナンバーカード申請用
- ② 言語対応について

証明写真機については、外国籍の方が利用できるよう英語での案内機能を有しているものと します。

- ③ マイナンバーカード交付申請対応について 証明写真機については、マイナンバーカード交付申請が写真機より直接できる機能を備えて いるものとします。
- ④ 交通系ICカード対応機種について 必須ではありませんが、地下鉄 ICカード「はやかけん」等の交通系電子マネー対応機種の 設置を積極的にご検討ください。
- ⑤ 設置期間

設置期間は、<u>令和 8 年 4月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日までの 12 か月間を原則</u> とします。

なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと福岡市が判断する場合は、当初福岡市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から5年を超えない範囲で(令和 13 年 3 月 31 日まで)更新することができます。

⑥ 使用料

下記(ア)+(イ)を使用料として納付していただきます。

(ア) 第1項④の金額

23,640円 × 設置機器の実質使用面積

(イ) 売上からの割合(営業料率) ※1%単位

※ この営業料率により設置事業者を決定します。)

許可の日から5年を超えない範囲で更新する場合も同様の年額使用料となります。

※当該土地の価額に変動がある場合は(ア)第1項4の金額が変更となる場合があります。

⑦ 使用料の納付

使用料の納付については、本市が指定した期日までに納付していただくこととします。

⑧ 電気料金

電気料金は、設置事業者の負担とし、実費相当分を指定した期日までに納付していただくこととします。

※使用量の算出方法については、使用量を計る子メーターを設置する又は設置機種のカタロ グや仕様書に記載されている消費電力量を基に算出するなど、算出方法を南区総務課と 設置事業者が協議の上決定します。

ただし、子メーターを設置する場合は、設置事業者の負担となります。

また、カタログ等に記載されている消費電力と異なる消費電力を使用する場合は、設置申請時に、設置する証明写真機の使用形態に応じた1日あたりの消費電力を明示していただきます。

⑨ 必要経費等

証明写真機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とします。

(3) 使用上の制限・注意事項等

- ① 設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付してください。
- ② 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。
- ③ 証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、福岡市側の指示に従ってください。
- ⑤ 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。

(4) 維持管理責任

- ① 証明写真機の保守点検、商品補充、金銭管理など証明写真機の維持管理については、設置 事業者が行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ③ 証明写真機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。
- ④ 証明写真機の設置及び維持管理にあたっては、福岡市と緊密な連携をとり、施設利用者等の利便を損なうことがないよう留意すること。

(5) その他

- ① 証明写真機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を証明写真機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示すること。
- ② 巡回清掃を1ケ月に1回以上行うこと。

(6) 売上等報告書の提出

売上等報告書(売上件数、売上金額他、本市が指定する売上内訳等)により、毎月分は、翌月 15日までに、1年間分は、翌年度の4月末までに福岡市へ報告してください。

4 応募申込み手続き

- (1) 申込方法
 - 下記送付先にお申し込みください。
 - ① 郵送申込み

書留郵便で下記送付先に送付してください。

普通郵便で送付された場合、<u>担当課(南区総務課)</u>に受付期間内に不着のときは、応募がなかったものとみなしますのでご注意ください。

【受付期間】 <u>令和 7 年 11 月 4 日 (火) ~ 令和 7 年 12 月 1 日 (月) 必着</u>

【送付先】 〒815-8501

福岡市南区塩原三丁目 25番1号 福岡市南区総務部総務課(本館2階)

担当: 吉原

② 持参される場合

事前に上記担当へ電話(092-559-5005)の上、下記期間内に持参することもできます。

【受付期間】 令和 7 年 11 月 4 日 (火) ~ 令和 7 年 12 月 1 日 (月)

【提出先】 上記送付先と同じ

【受付時間】 午前 9 時 30 分~午後 5 時(正午~午後1時を除く。)の開庁日

(注意事項等)

- ※ 設置場所、規格等について現地確認をお願いします。
- ※ 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(2)必要な書類

- ① 証明写真機営業料率提案書(本市所定 様式1)
- ② 誓約書(本市所定 様式2)
- ③ 証明写真機設置体制説明書(様式3)の内容を網羅する独自様式でも可)
- ④ 設置予定証明写真機のカタログ又は仕様書等(寸法、消費電力のわかるもの)
- ⑤ 事業概要

〈法人〉会社概要

〈個人〉創業日、事業内容、実績等のわかるもの

※ 当該募集に関して、押印の必要がある提出書類については、登録印での押印をお願いします。

5 設置予定事業者の決定等

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とします。

なお、次のいずれかに該当する者の申込みは、無効とします。

- ① 本市が設定する使用料の要件を充たさない提案によるもの
- ② 応募資格のない者による応募申込み
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの
- ④ 本市所定の様式を用いずに申し込みをしたもの
- ⑤ 応募資格者又はその代理人が2以上の応募申込書を提出したときは、その全部
- ⑥ 他の応募資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として応募申込書を提出したとき は、その全部
- ⑦ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑧ 訂正印の無い訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑩ 金額の訂正、削除、挿入等による記載のあるもの
- ① 申込に関し、不正な行為を行ったもの
- (12) その他申込に関する条件に違反したもの

※ 申込審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある ときは、申込審査を中止、又は延期することがあります。

(2)設置予定事業者の決定

- ① 最も高い営業料率で申込みを行ったものを設置予定事業者とします。
- ② 最高営業料率の申し込みにおいて、同値の提案をした者が二者以上あるときは、当該申込者立会いのもと、くじによる選定となりますので、その際は、当該申込者に連絡を行います。

(3) 審査結果の公表等

設置予定事業者の決定は令和 7 年 12 月 8 日(月)の予定です。

申込者それぞれに結果を通知します。

また、本市ホームページに設置予定事業者名を掲載します。

なお、設置予定事業者決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定営業料率を回答します。

6 使用許可申請の手続き

<u>設置予定事業者に決定した者</u>は、<u>令和 8 年 1 月 7 日(水)まで</u>に南区総務課へ下記の書類を添付の上、申請を行っていただきます。

なお、使用許可は証明写真機営業料率提案書に記載された名義で行います。 提出部数は各1通です。

【提出書類】

- ① 行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証 する書面
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行日から3か月以内のもの <個人の場合>住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書

- ④ 印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のもの <個人の場合>印鑑登録証明書
- ⑤ 福岡市税に滞納がないことの証明書(福岡市外の場合は居住地の証明書も必要)
- ⑥ 役員等名簿(暴力団排除のため、福岡県警への照会に使用します)

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ その他設置予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合 上記の取消しの場合は次点の者を決定事業者とします。

8 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- ③ 本募集要項に関する問い合わせ先は次のとおりです。

9 お問い合わせ先

〒815-8501

福岡市南区塩原三丁目 25番1号

福岡市南区役所 2階

南区総務部総務課

担当 : 吉原

電話: 092-559-5005

■ 今後の手続き等の流れ

募集要項の配布(ホームページに掲載)

証明写真機営業料率提案書等の受付 (令和 7年 11月 4日 ~ 令和 7年 12月 1日)

以下のものを担当課に郵送又は持参してください。

- ① 証明写真機営業料率提案書 (本市所定 様式1)
- ② 誓約書

(本市所定 様式2)

- ③ 証明写真機 設置体制説明書(本市所定 様式3の内容を網羅する独自様式でも可)
- ④ 設置予定証明写真機のカタログ
- ⑤ 事業概要
- ※ 質問等がある場合は令和7年11月17日までに、質疑書様式4をご提出ください。

設置予定事業者の決定 (令和 7 年 12 月 8 日)

福岡市から「証明写真機設置決定(または不決定)通知書」を送付します。

設置申請の手続き(令和 8 年 1 月 7 日まで。福岡市の指示に従ってください。)

以下のものを提出し、申請してください。

- ① 行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面
- ③ 登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- ④ 印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)
- ⑤ 福岡市税に滞納がないことの証明書
- ⑥ 役員等名簿(フリガナ、生年月日等記載)【書面及びデータ】

使用許可書の交付

設置開始(令和 8 年 4 月 1 日以降で最も早く設置可能である日)

様式1

証明写真機 営業料率 提案書

令和 〇年 〇月 〇日

印

福岡市長様

見本

住所(所在地) 〒815-8501

名 称 福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号

(氏名) 福岡市南区株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

貴市における証明写真機設置事業者募集の下記施設について、募集要項の各条項が承知の 上、次のとおり申し込み、営業料率を提案します。

施設名

南区役所

登録されている印鑑を押印してください。

1 提案営業料率

提案 営業料率(%) **※ 1%単位** 売上の **%**を営業料率として支払い

※ 提案営業料率は、アラビア数字で記入してください。

(例: 10%)

■ この営業料率提案書のみ、封筒に入れ糊付けをして割り印を押してください。

誓約書

令和 年 〇月 〇日

福岡市長様

住所(所在地) 〒815-8501

福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号

名 称

(氏名) 福岡市南区株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

印

貴市における証明写真機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違な

いことを誓約します。

登録されている印鑑を押印してください。

記

- 1 証明写真機営業料率提案書の提出に際し、福岡市南区役所証明写真機設置事業者募集 要項(以下、「募集要項」という。)について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。 また、資格確認のために官公庁への照会を行うことについて、承諾します。
- 3 募集要項1ページ公募物件における、各物件の留意事項や個別条件を遵守します。
- 4 設置予定事業者の決定に関して、福岡市ホームページに設置予定事業者名を掲載すること、及び設置予定事業者決定後の問い合せに対しては、設置予定事業者名及び決定営業料率を回答することに同意します。

現在設置している施設名(市の施設に限定しません)・所在地・設置期間を記載してください。

施設	所在地(住居表示)	設置期間
000	000	平成○年○月~現在
ΔΔΔ	ΔΔΔ	平成公年公月~ 令和公年公月まで

証明写真機設置体制説明書

令和 〇年 〇月 〇日

福岡市長様

住所(所在地)

見本

〒815−8501

福岡市南区塩原三丁目 25番1号

(氏名) 福岡市南区株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

1	維持管理•保守体制 (保守点検•清掃等)	000		
	故障、クレーム時の 対応並びに体制	ΔΔΔ		
■ 添付書類に漏れがないかチェックしてください。				
] 誓約書(福岡市所定 様式2)			
	〕証明写真機設置体制説明書(様式3の内容を網羅する独自様式でも可)			
	〕設置予定証明写真機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)			
	事業概要 <法人>会	会社概要 創業日、事業内容、実績等のわかるもの		

質疑書

令和 〇年 〇月 〇日

福岡市長様

住所(所在地)

〒815-8501

見本

名 称 福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号

(氏名) 福岡市南区株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

件名 : 福岡市南区役所 証明写真機設置事業者募集			
質 問	回答		